

令和8年度「名東区子ども・子育て支援応援助成事業」募集要項

1 事業の目的

この事業は、社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、共同募金配分金（総額 40 万円）を財源として公募で行う助成事業であり、名東区における子ども・子育て支援の推進と共同募金への理解促進を目的とします。

2 応募対象

名東区を拠点とし、区内の地域福祉を推進するNPO団体、ボランティア団体、社会福祉関係団体、住民らによる地域の助けあいなどの地域福祉活動であって、令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）の間に区内で実施する事業を対象とします。

ただし、次の活動は対象となりません。

★営利を目的とする活動

★政治・宗教などに著しく偏った活動

★事業経費として不相当と認められるもの。

（過度な飲食代、高額な景品、事業目的と直接関係ない物品等）

※同一団体による同一事業の申請は、3年間を上限とします。（令和7年度から）

3 助成額

1 団体につき上限 5 万円 （最大 8 団体）

4 申請方法

「名東区子ども・子育て支援応援助成事業申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、来所または郵送にて本会に提出して下さい。

FAX およびメールでの申請はできません。

1 団体につき 1 事業の申請とさせていただきます。

※申請締切：令和8年5月29日（金）

・来所の場合：締切日の午後5時まで

・郵送の場合：締切日必着

5 審査方法

（1）第1次審査（要件審査）

本会による書面審査を行い、事業目的との整合性、実施体制などの基礎的な審査を行います。

（2）第2次審査（内容審査）

第1次審査を通過した申請団体について、提出書類の内容をより詳細に審査します。審査員による総合的な評価を踏まえ、助成の可否を決定します。

※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

《審査基準》

- (1) 継続・発展性：今後の展開を期待できる事業であるか。助成終了後も自主的に事業を継続・発展が見込めるか。
- (2) 先駆性：先駆的な取り組みであり、他のモデルとなり得るか。
- (3) 必要性：地域にとって必要と思われる事業であるか。
- (4) 公開性：地域住民が広く公平に利用できる事業であるか。
- (5) 実現可能性：信頼性が高く、事業を着実に実施できるか。

6 審査結果の通知等

- (1) 「審査結果通知書」(様式2-1)を送付します。

助成交付が決定した団体へは「交付決定通知書」(様式2-2)を交付し、助成金を交付します。(6月下旬頃)

※決定に関する審査の詳細については、お答えいたしかねます。

7 事業報告

事業終了後1か月以内に、以下の書類を提出してください。

- ・「事業報告書」(様式3)
- ・使途がわかる「領収書」等

※余剰金の発生した場合や、事業が適正に実施されなかったと認められる場合は返還いただきます。

7 助成団体へのお願い

- ・事業実施の際は、チラシ等に「共同募金配分金事業」である旨を明記し、のぼり旗・募金箱(いずれも本会から貸与可)を設置してください。
- ・10月に区内各所で街頭募金を実施します。後日ご案内しますので、ご協力をお願いただけたら幸いです。
- ・地域イベントや会合等で、活動の発表をお願いする場合があります。

＜社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会＞

〒465-0025

名古屋市名東区上社一丁目802番地 上社ターミナルビル2階
(名東区在宅サービスセンター内)

電話：052-726-8664 FAX：052-726-8776